

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに
旧姓(旧氏)が併記できます!



旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場合で、その証明に使えます。

こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

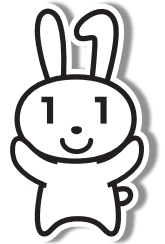
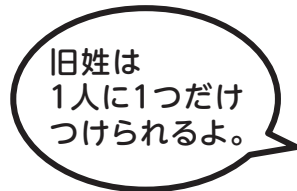
旧氏とは?

「旧氏」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。

氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいい?

住民票に旧姓を併記するための申請手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。



【問】市民課 ☎(087)894-9218

マイナンバーカードを作りませんか?

マイナンバーカードがあれば...

- ★公的な身分証明書として利用できます。
- ★年金や税などの手続きでマイナンバーを求められても、これ1枚で大丈夫!
- ★今後、健康保険証として利用できるようになります。

マイナンバーカードは安全...

なりすましはできません

- ★顔写真付きのため、他人がなりすまして使うことはできません。

大切な個人情報が入っていません

- ★ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。
- ★オンラインの利用にはマイナンバーは使われません。



マイナンバーカードの申請方法...

- ①申請します
通知カードについている交付申請書に、顔写真を貼って郵送してください。
(申請書は、市民課及び総合支所でもお渡しできます。)
※証明写真機やスマートフォンで写真を撮影し、そのままオンラインで申請することもできます。
- ②約1か月後、市民課からハガキ(交付通知)が届きます。
- ③市役所でカードをお受け取りください。
(必要な持ち物をご持参の上、市民課窓口へお越しください。)

※本人であることを証明する大切なカードですので、お手数ですが、ご本人の来庁をお願いします。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

- ★マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用はできません。

【問】市民課 ☎(087)894-9218